第二―五―一―一規則　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、当該職員の職務区分において、次の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.1.1　一等機関士の資格証明の場合には、資格を有する機関部職員として十二箇月以上の期間

2.1.2　機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

2.2　承認された教育及び訓練を修了し、かつ、ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―一―一節に定める能力に係る基準を満たすこと。

第二―五―一―二規則　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員の資格証明のための要件及び次の要件を満たしていること。

2.1.1　一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.1.2　機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。

2.2　承認された教育及び訓練を修了し、かつ、ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―一―二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の一等機関士として業務を行う資格を有する機関部職員は、三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長として業務を行うことができる旨が証明書に裏書されている場合には、当該業務を行うことができる。

第二―五―二規則　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のための最小限の要件

1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船において、人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員は、資格証明書を受有していなければならない。

2　資格証明書を得ようとする者は、次の2.1及び2.5並びに2.2から2.4までのいずれかの要件を満たさなければならない。

2.1　十八歳以上であること。

2.2　工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画（ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、漁船又は漁業練習船において行ったものでなければならない。

2.3　工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画（ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であって、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、千九百七十八年のＳＴＣＷ条約に従って運航する船舶又は練習船において行ったものでなければならない。

2.4　機関室において、十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、主管庁は、必要と認める場合には、当該海上航行業務を工作技能訓練等の特別の訓練により代替することを認めることができる。この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と同等のものであることを条件とする。

2.5　ＳＴＣＷ―Ｆコード部第二章第五―二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3　締約国は、推進機関の出力及び同一の限定水域において運航する全ての漁船の安全に及ぼす影響に留意した上、限定水域における航海に従事する漁船の機関部職員に対する能力に係る基準の要件及び海上航行業務の要件を変更することができる。

4　必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

第二―六規則　漁船におけるＧＭＤＳＳ無線通信士の資格証明のための最小限の要件

注釈

無線部の当直に関しては、無線通信規則及び二千十二年のケープタウン協定に遵守すべき規定がある。無線設備の保守に関しては、二千十二年のケープタウン協定に規定がある。これらの規定は、無線通信規則において義務的なものとされており、二千十二年のケープタウン協定が効力を生ずる日から、同協定において義務的なものとされる。

適用

1　この第二―六規則の規定は、2に規定する場合を除くほか、国際条約に定めるところに従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（ＧＭＤＳＳ）の下で運航する漁船の無線通信士について適用する。

2　ＧＭＤＳＳの規定に従うことを要求されない漁船の無線通信士は、この第二―六規則の規定に従うことを要しないが、無線通信規則に従うことを要求される。主管庁は、当該無線通信士について、無線通信規則に定める適当な証明書が発給され、又は承認されることを確保する。

ＧＭＤＳＳ無線通信士の資格証明のための最小限の要件

1　ＧＭＤＳＳの下で運航する漁船において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認するＧＭＤＳＳに係る適当な証明書を受有していなければならない。